

本島慶良間海域保全協会

I、慶良間海域利活用基本ルール及びマナー

【自然環境への配慮】

活動理念

私達は 海洋の豊かな自然環境をよく理解し活動します。

私達は 海洋環境に住む生き物達とその生態系をおびやかすことは致しません。

○実施項目 1.

ダイビングプログラム開始前に、ダイビングルール（下記）を紙面で参加者へ示し、参加者に、・沖縄の海は豊かな自然が残された場所であること ・海に入る前に「お邪魔する」という気持ちをいただいてもらうこと ・ルールのもとにダイビングプログラムを実施していることを必ず伝え、ダイビングプログラムを実施する。事業者自身もこのルールを遵守する。

ダイビングルール

- * 動植物の採取は禁止。仮に漁業権を持っていても、ダイビングプログラム中は禁止。
- * サンゴをはじめ動植物への接触は極力控えること。動植物を手にとって観察した場合は必ずもとの場所にもどす。
- * ガイドの案内するコースをはずれないよう注意する。
- * フィンによる砂の巻き上げには注意を払うよう、参加者へ呼びかける。
- * ゴミは全て持ち帰る（生ゴミ、タバコの吸殻や灰も含む）。
- * 海面、海中に落ちているゴミは極力拾う。
- * ポイントでのトイレは極力避け、トイレットペーパーは海に流さず、所定の場所に入れるよう、参加者に注意を促す。
- * 水中撮影の際には、動植物にダメージを与えないよう参加者に呼びかける。
- * 餌付けはなるべく控え、餌付けをする場合には添加物の入っていないエサで行う。
- * その他、必要に応じてガイドは自然環境に配慮した指示を出す。

船舶を所有する事業者へ

- * ダイビングを漁場またはその付近で実施する場合、トイレの電源を切り、汚水を流さないようにする。汚水をためるタンクなどがある場合には、この限りではない。
- * 上記の「ダイビングルール」を船内に紙面で掲示し、参加者へその存在を伝える。

○実施項目 2.

ボートの係留は原則ブイを取る。但し、アンカー打ちをする場合には、スキムもしくはスクーバで海に入り水中環境に配慮した方法でサンゴにダメージを与えないようアンカー打ちをする

○実施項目 3.

プログラム参加後、参加者個人が別の事業者にて再び沖縄の海を訪れる事もあることから、同ルールでのダイビングを促す指導をする。

○実施項目 4.

海域のモニタリングを行う。定期的に調査を行い、海域状況を把握することに努める。

○実施項目 5.

ゴミ投棄や密漁行為などを発見した時には、適切な機関へ通報する。

○実施項目 6.

スクーバダイビングが行われる海域で、自然環境への負の影響があると思われる工事、事業、活動などに対しては、積極的にその改善のための提言を行う。

【地域住民の生活・伝統文化への配慮】

活動理念

私たちは 地域の文化や歴史を尊重します。

私たちは 地域の暮らしにさまざまな形で貢献します。

- 実施項目 1.
「自然環境への配慮」、「地域住民の生活・伝統文化への配慮」、「安全管理への配慮」、「補完、その他」の各項目の中で、地域住民の生活や仕事、行事に支障のある項目があるときには、地域住民からの意見を反映させその項目を適切に変更する。
- 実施項目 2.
プログラム実施の前後に、可能な範囲で地域にある売店、土産店、食堂、宿泊施設などを明記した周辺案内マップを参加者に渡し、その利用を促す。
- 実施項目 3.
年 2 回はダイビングポイントのある地域住民および地元行政との意見交換会を実施する。
- 実施項目 4.
地域への環境教育、啓発活動を目的とした、海の環境教育プログラムを地域住民向けに実施する。

【安全管理への配慮】

活動理念

私たちは 安全で事故のないように活動します。

- 実施項目 1.
沖縄県水上安全条例に基づき、沖縄県公安委員会に事業者登録を行う。
- 実施項目 2.
海が荒れている際のダイビングは控える。
- 実施項目 3.
年 1 回海上保安庁など関係機関と連携して水難救助訓練及び CPR を行い、安全管理に関する知識、技術を常に維持する。
- 実施項目 4.
ダイビングプログラム中は以下を必ず携行する。
ガイドの携行品
携帯酸素キット ・ ファーストエイドセット（ポイズンリムーバー、消毒薬、包帯、ガーゼ、ゴム手袋、外傷用軟膏薬、テーピング、体温計、バンドエイド・酢など） ・ 漂流時の緊急救命用具（海面着色剤 ・ ミラー ・ ストロボライト ・ レスキューフロート ・ 防水信号弾 ・ 携帯電話 ・ ホイッスルなど）
- 実施項目 5.
ダイビングプログラム前に参加者の健康状態を確認すると共に、ダイビング器材の確認をする。
- 実施項目 6.
ダイビングプログラムの前に必ず、参加者に対する「バディーシステム」（オウンリスク）を呼びかける。
- 実施項目 7.
プログラム参加人数にかかわらず、定期的にプログラム中の人数確認を行う。
- 実施項目 8.
万一来に備え、保険には必ず加入し、プログラムを実施する。
- 実施項目 9.
流れが強い危険な箇所、サメなど危険な生物を発見した時には、その状況を周囲の事業者と共有し、同時に適切な機関へ報告する。
- 実施項目 10.
船上には必ず船に見張りを一名残す。

* 船舶を所有する事業者へ

ポイントおよびその付近を航行する際には速度を落とし、絶対に曳き波をたてない。

【 補完項目 】

「自然環境への配慮」、「地域住民の生活・伝統文化への配慮」、「安全管理への配慮」の補完として、以下の項目を実施します。

今後の基礎資料にするために、年間の海域利用人数を記録する。
できる限り一般利用客やその他の事業者に対しても、自然環境保護に関する啓発活動を行う。
ダイビングプログラム終了後、参加者の感想を聞く時間を設け、それを記録として残し次のプログラムへ活かす。
フィールドに存在する動植物の説明ばかりではなく、自然の中のつながり、人と自然つながり、伝統文化と自然のつながりなどにも触れ、参加者に対し持続可能な社会を創り上げていくきっかけ作りを行う。
ゴミのポイ捨て、動植物採取など海域・フィールドへの負荷が考えられる行為を発見した時には、できる範囲でその注意、指導を行う。注意、指導に際しては、必ず事業者の身分を相手に示し、相手の人格を尊重し、差別的な対応や不快な念をいだかせることのないよう懇切丁寧な態度で接する。尚、明らかに違法行為を行っている場合には、相手を特定できる記録を控え、後に警察・海上保安庁へ通報する手段もある。
事業所は、それぞれ定期的にスタッフ教育を行い、スタッフの意識・技術等、質の向上に努める。

II、慶良間海域保全活動

【 検討活動項目 】

- ①慶良間海域におけるゾーニング
- ②ブイの設置
- ③オニヒトデの駆除活動
- ④サンゴの再生活動
- ⑤環境金制度の構築
- ⑥モニタリング制度の構築
- ⑦ダイビング船舶の制限（※ダイビング船舶の制限ではなく、利用者数の制限という視点もある。）
- ⑧ダイビング船舶のトイレ設備の改良の推進
- ⑨事業者の事業運営の向上をはかる活動（安全性の向上、ダイビングスキルの向上など）
- ⑩行政機関(国、県、地元行政)との連携システム構築
- ⑪ゾーン毎のリハビリテーション期間の設定、休息区域の設定
- ⑫慶良間海域における過剰利用を緩和するための、本島周辺におけるダイビングポイントの開発とその保全

* 将来的には、慶良間海域の“保全利用協定”の締結に結びつける。